廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施に関する要領 (平成19年3月26日環境局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)に基づく廃棄物処理関係者に対する行政処分の実施及び行政処分を行った事実等の公表に関して必要な事項を定めることにより、行政処分の公正かつ適切な執行を図るとともに、廃棄物行政の一層の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び条例の例による外、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年仙台市条例第 5号)をいう。
 - (2) 規則 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成5年仙台市規則第30号)をいう。
 - (3) 廃棄物処理関係者 本市において次に掲げる許可を取得している者(以下「許可業者」という。), 法第3条に規定する事業者(以下「排出事業者」という。), 法第17条の2第1項に規定する者, 法第19条の10第1項各号に規定する者, 同条第2項各号に規定する者をいう。
 - ア 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可
 - イ 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可
 - ウ 法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可
 - エ 法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可
 - オ 法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - カ 法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可
 - (4) 廃棄物処理施設 本市において次に掲げる許可を取得した施設をいう。
 - ア 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可
 - イ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可
 - (5) 施設設置者 廃棄物処理施設を設置した者をいう。
 - (6) 違反行為 別表左欄に規定する行為をいう。
 - (7) 違反行為者 違反行為を行った、又は違反行為に該当した者をいう。

- (8) 行政処分 次に掲げるものをいう。
 - ア 許可の取消し 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第7条の4に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者 に対し、その許可を取り消す処分
 - (イ) 法第14条の3の2に規定する,産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物 処分業者に対し,その許可を取り消す処分
 - (ウ) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2に規定する特別管理 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に対し,その許可を 取り消す処分
 - イ 事業の停止 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第7条の3に規定する,一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対し、期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止を命じる処分
 - (イ) 法第14条の3に規定する,産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分 業者に対し、期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止を命じる処分
 - (ウ) 法第14条の6において準用する法第14条の3に規定する,特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に対し,期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止を命じる処分
 - ウ 設置許可の取消し 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第9条の2の2に規定する,一般廃棄物処理施設の設置者に対し,一般 廃棄物処理施設に係る許可を取り消す処分
 - (イ) 法第15条の3に規定する,産業廃棄物処理施設の設置者に対し,産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消す処分
 - エ 施設使用の停止 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第9条の2に規定する,一般廃棄物処理施設の設置者に対し,期間を定めて行う一般廃棄物処理施設の全部若しくは一部の使用の停止を命じる処分
 - (イ) 法第15条の2の7に規定する,産業廃棄物処理施設の設置者に対し,期間を定めて行う産業廃棄物処理施設の全部若しくは一部の使用の停止を命じる処分
 - オ 施設改善命令 次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第9条の2に基づき,一般廃棄物処理施設の設置者に対し,期間を定めて行う一般廃棄物処理施設について必要な改善を命じる処分
 - (イ) 法第15条の2の7に規定する,産業廃棄物処理施設の設置者に対し,期

間を定めて行う産業廃棄物処理施設について必要な改善を命じる処分

- カ 改善命令 法第19条の3(法第17条の2第3項において準用する場合を含む)に規定する命令をいう。
- キ 措置命令 法第19条の4,法第19条の4の2,法第19条の5(法第17条の2第3項において準用する場合を含む)又は法第19条の6に規定する命令をいう。
- ク 措置命令の規定の準用 法第19条の10第1項において読み替えて準用する第19条の4第1項又は第19条の10第2項において読み替えて準用する 第19条の5第1項に規定する命令をいう。

(違反行為の確認)

- 第3条 市長は、本市内で違反行為があると思われる場合又は許可業者が市外で違反行為を行ったと思われる場合は、次の各号に掲げる方法により違反行為の事実を確認する。
 - (1) 報告の徴収(口頭によるものも含む。)
 - (2) 法第19条(法第17条の2第3項において準用する場合を含む)の規定に基づ く立入検査
 - (3) 他自治体における処分に関する調査資料の提供依頼
 - (4) 起訴状又は判決書の入手
 - (5) その他違反行為者等から提出された文書等の調査
- 2 市長は、必要に応じて、他自治体、警察及び検察等の関係者に対し照会を行うこと により事実を確認する。

(行政処分の対象)

- 第4条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、 違反行為者に対し処分を行なう。
 - (1) 違反行為をした場合,他人に対して違反行為をすることを要求し,依頼し,若しくは唆した場合,又は他人が違反行為をすることを助けた場合
 - (2) その他, 行政指導によっては法の目的を達成することが困難であると認められる場合

(許可業者に対する行政処分の基準)

第5条 許可業者に対する行政処分は、別表の左欄に掲げる許可の取消し等の要件の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

(行政処分の加重)

- 第6条 市長は、前条の規定により事業又は施設の使用の停止を命ずる場合において、 許可業者及び施設設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表右欄に定める 停止を命ずる日数に2を乗じた日数まで加重することができる。
 - (1) 違反行為をした許可業者及び施設設置者が、過去5年以内に施設又は事業の停止命令を受けている場合
 - (2) その違反行為によって引き起こされたことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又はそのおそれが特に重大であると認められる場合
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項各号の規定により算定した日数が90日を 超えるときは、その許可を取り消すことができる。

(行政処分の減軽)

- 第7条 市長は,第5条の規定により行政処分を行なう場合において,許可業者及び施設設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は,別表右欄に定める処分内容を減軽することができる。
 - (1) 改悛の情が顕著であり、かつ、違反行為について自主的な改善措置を講じた等、違反業者の情状に酌量すべき余地があると認められる場合
 - (2) その他,減軽するに足る相当の理由があると認められる場合

(行政処分の手続)

- 第8条 市長は、行政処分の手続きを、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年 4月14日環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)に規定する手順により行う。
- 2 市長は、処分対象者が他の行政処分庁から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係行政処分庁と処分の内容及び時期について協議する。

(行政処分の確認)

第9条 市長は、この要領に基づき処分を行った場合には、立入検査を行い、当該処分 が遵守されていることを確認する。 (告発)

- 第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、原則として刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づく告発を行う。
 - (1) 行政処分により法の目的を達成することが困難であると認められる場合
 - (2) 許可業者が,第3条第1項第2号に規定する違反行為の事実を確認する目的の立 入検査又は前条に規定する行政処分の遵守確認目的の立入検査を拒否,妨害及び忌 避した場合
 - (3) 行政処分の内容に違反する行為を行った場合
 - (4) その他, 市長が必要と認める場合
- 2 市長は、告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及 び措置を記載した書面に証拠資料その他必要な書類を添付して、違反行為が行われた 場所を所轄する警察本部長又は警察署長に告発する。

(行政処分の公表)

第11条 市長は、行政処分を行った場合は、次に掲げる事項を公表する。

ただし、当該事実に仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第7条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公開しないものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名及び住所(法人にあっては,その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 行政処分を行なった日(以下「処分日」という。)
- (3) 行政処分の内容
- (4) 行政処分の根拠法令
- (5) 行政処分の原因となった事実
- 2 前項の規定による公表は、仙台市のホームページに掲載する等、適切な方法により 公表する。
- 3 第1項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める期間とする。

ただし、市長は、行政処分を行なった時点で、当該処分の対象者が警察による捜査 の対象となっていることが判明した場合には、警察と協議の上、公表の時期を定める ものとする。

- (1) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間
- (2) 事業又は施設の使用の停止 処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間
- (3) 前2号に該当しないもの 処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

(関係機関への通知等)

第12条 市長は、許可の取消しを行った場合は、都道府県及び法第24条の2第1項 に規定する政令で定める市に通知すると共に、環境省へ報告する。

(再生利用業者への準用)

第13条 この要領は、条例第24条の5第2号(条例第24条の6において準用する場合を含む)の規定に基づき、条例第24条の2(条例第24条の6において準用する場合を含む)に基づく一般廃棄物再生輸送業若しくは一般廃棄物再生活用業の指定又は産業廃棄物再生輸送業若しくは産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「再生利用業者」という。)に対する行政処分について準用する。

この場合において、「許可業者」とあるのは「再生利用業者」と、「許可」とあるのは「指定」と読み替える。

(運用)

第14条 この要領の実施に関して必要な事項は、環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 以下の要領は廃止する。

仙台市廃棄物処理に係る違法行為の行政指導等に関する事務処理要領(平成11年3月 30日環境局長決裁)

仙台市違反行為者に対する改善命令等事務処理要領(平成11年3月30日環境局長決裁) 仙台市廃棄物処理施設設置者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領(平成11 年3月30日環境局長決裁)

仙台市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領(平成11年3 月30日環境局長決裁) 仙台市産業廃棄物処理業者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領(平成11年3 月30日環境局長決裁)

- 3 この要領の実施日以前に行なわれた違反行為に対して行なわれた行政処分については、なお従前の例による。
- 附 則(平成24年3月30日改正)

(実施期日)

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月21日改正)

(実施期日)

この改正は、平成26年3月1日から実施する。

附 則 (平成 29年3月31日改正)

(実施期日)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日改正)

(実施期日)

この改正は、平成31年3月29日から実施する。

附 則(令和3年10月12日改正)

(実施期日)

この改正は、令和3年10月12日から実施する。

別表

1. 法第7条の4, 法第9条の2の2, 法第14条の3の2, 法第15条の3関係

許可の取消し等の要件	処分内容
無許可営業(第25 条第1 項第1 号)	許可取消し
不正手段による営業許可取得(更新を含む)(第25 条第1 項第2	
号)	
無許可事業範囲変更(第25 条第1 項第3 号)	
不正手段による事業範囲変更許可取得(第25 条第1 項第4 号)	
事業停止命令違反・措置命令違反(第25 条第1 項第5 号)	
委託基準違反(第25 条第1 項第6 号)	
名義貸しの禁止違反(第25 条第1 項第7 号)	
施設無許可設置(第25 条第1 項第8 号)	
不正手段による施設設置許可取得(第25 条第1 項第9 号)	
施設無許可変更(第25 条第1 項第10 号)	
不正手段による施設変更許可取得(第25 条第1 項第11 号)	
無確認輸出(第25 条第1 項第12 号)	
受託禁止違反(第25 条第1 項第13 号)	
不法投棄(第25 条第1 項第14 号)	
不法焼却(第25 条第1 項第15 号)	
指定有害廃棄物の処理禁止違反(第25 条第1 項第16 号)	
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(第25 条第2 項)	
委託基準違反,再委託禁止違反(第26条第1号)	
施設改善命令・使用停止命令違反,改善命令違反(第26条第2号)	
施設無許可譲受け・無許可借受け(第26条第3号)	
無許可輸入(第26 条第4 号)	
輸入許可条件違反(第26条第5号)	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬(第26条第6号)	
無確認輸出予備(第27条)	

2. 法第7条の3, 法第9条の2, 法第14条の3, 法第15条の2の7関係

許可の取消し等の要件	処分内容
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反(第28 条第2 号)	停止90日
虚偽管理票交付(第27条の2第6 号)	
管理票に係る勧告の措置命令違反(第27条の2第11 号)	
施設使用前検査受検義務違反(第29条第2号)	停止60日
保管届出義務違反(第29 条第1 号(第12 条第3 項又は第12 条の2	停止30日
第3項にかかる部分に限る。))	
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第27条の2第1号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第27条の2第2	
号)	
管理票回付義務違反(第27条の2第3号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第27条の2第4	
号)	
管理票・同写し保存義務違反(第27条の2第5号)	
引受禁止違反(第27条の2第7号)	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第27条の2第8号)	
電子管理票虚偽登録(第27条の2第9号)	
電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第27条の2第10号)	
処理困難通知義務違反・虚偽報告(第29 条第4号)	
処理困難通知保存義務違反(第29 条第5号)	
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(第29 条第6号)	
帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反(第	
30 条第1 号)	
業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽	
届出(第30条第2号)	
定期検査拒否・妨害・忌避(第30条第3号)	
維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反(第30条	
第4 号)	
処理責任者等設置義務違反(第30条第5号)	

報告拒否, 虚偽報告(第30 条第7号)	
立入検査拒否・妨害・忌避(第30 条第8号)	
技術管理者設置義務違反(第30 条第9号)	
事故時応急措置命令違反(第29 条第7号)	応急措置に必要
	な期間の停止
その他の違反行為	停止10日

3. 法第7条の3第3号, 法第9条の2第1項第4号, 法第14条の3第3号及び第15条の2の7 第4号関係

許可の取消し等の要件	処分内容
当該各条項の規定により当該許可に付した条件に違反した場合	停止30日

4. 法第7条の3第2号, 法第7条の4第2項, 法第9条の2第1項第1号, 同第2号, 法第9条の2の2第2項, 法第14条の3第2号, 法第14条の3の2第2項, 法第15条の2の7第1号, 同第2号及び第15条の3第2項関係

許可の取消し等の要件	処分内容
当該各条項に規定した施設又は許可を受けた者の能力が処理業の	改善に必要な期
許可基準に適合しなくなった場合	間の停止又は許
	可取消し(改善
	が不可能な場
	合)